

在宅環境を改善する住宅改修を支援します

長浜市新型コロナウイルス感染症対応・在宅環境改善住宅改修支援事業助成金

新型コロナウイルスの感染拡大に伴って生活スタイルが変化していること、在宅時間が大幅に増加していることを受けて、コロナ禍に合わせた住環境の整備や、長時間化する在宅時間を快適にするための住宅改修に対する支援を行います。

助成対象者

市内に住宅を所有(3親等以内の親族が所有している場合を含む)し、その住宅の所在地を住所地としている方

- ※ 所有者と申請者が異なる場合、関係を証明する書類が必要となる場合があります。
- ※ 所有者と申請者が別居している場合、所有者の承諾書が必要です。

助成金額

対象経費の10分の1(上限100,000円)

受付期間

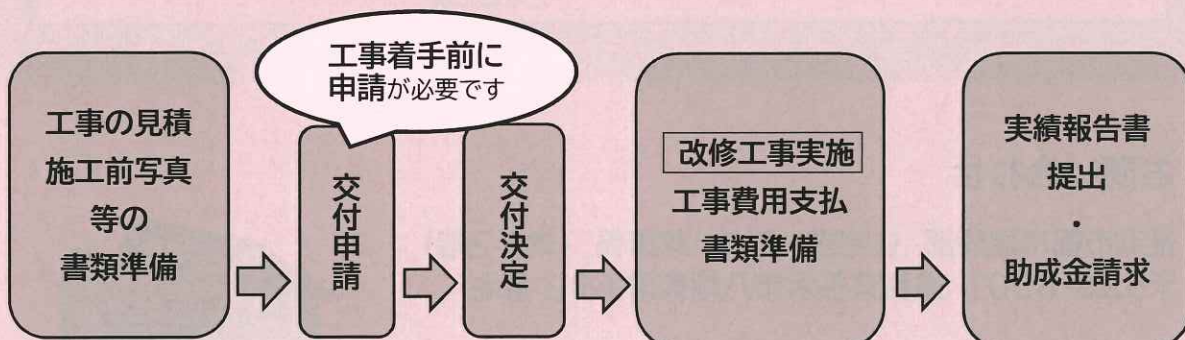
令和3年2月1日～(予算が無くなり次第受付終了)



手続きの流れ

※申請の条件や必要書類等は、別紙チェックリストでご確認ください。

事前(工事着手日の約2週間前まで)に申請し、交付決定を受ける必要があります。



助成の対象となる工事・お問い合わせ先は裏面をご確認ください

助成対象事業(下記のすべてを満たすものが対象です)

- 工事費用が 30万円(税抜)以上となる工事
- 令和4年2月末までに完了する工事
- 市内に本店もしくは本社のある法人または市内の個人事業者が行う住宅改修工事

【参考】対象となる工事の例

- ・ コロナ禍の生活に対応した工事(非接触型の水道設置、換気扇の設置、間取りの変更など)
- ・ インターネット等の各種配管・配線工事
- ・ 冷暖房器具設置工事(エアコン、床暖房器具の設置工事など)
- ・ バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差解消など)
- ・ 住宅設備工事(台所・トイレ・浴室の設備機器、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置、高効率給湯器設置など)
- ・ 内装工事(クロス・タイル等の張替え・補修、窓・扉等建具の取替え・補修など)
- ・ 外装工事(屋根・外壁の防水・断熱化など)

※下記の工事は対象外となります。

- ・ 住宅に付属していない車庫や物置等の工事
- ・ 併用住宅の居住以外の部分の改修工事
- ・ 家電製品(エアコンを除く)、カーテン、家具、調度品等、家財の設置工事
- ・ 外構(門・塀等、住宅の外にある構造物および庭)の工事
- ・ 住宅改修を伴わない住宅の解体又は除却工事
- ・ 申請者が直接行う工事
- ・ 当該助成金の交付決定を受ける前に着手した工事
- ・ 本市から他の助成等を受けた工事
- ・ 建築基準法その他の法令に違反する工事及び公共工事の施工に伴う補償の対象となる工事
- ・ 「長浜市定住住宅改修促進事業助成金」の対象となる工事

お問い合わせ

長浜市都市建設部 住宅課 住まい政策係 (本庁2階)
〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

TEL : 0749-65-6533
FAX : 0749-65-6760
e-mail : jutaku@city.nagahama.lg.jp

